

## 予算決算常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和5年3月20日(月) 議場
2. 出席委員 五島誠委員長 谷口隆明副委員長 赤木忠徳 林高正 横路政之 宇江田豊彦  
坂本義明 堀井秀昭 福山権二 徳永泰臣 政野太 桂藤和夫 藤木百合子 藤原洋二  
吉川遂也 國利知史 松本みのり 前田智永 坪田朋人
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 花田讓二議会議務局長 横山和昭議会議事調査係長 山崎啓介議会議務局主任
5. 説明員 島田虎往総務部長 岡本貢生活福祉部長 加藤武徳企画振興部長 石原博行環境建設部  
長 森山泰人防災・災害事業監 東健治総務課長 福本敬夫財政課長 定光浩二管財課  
長 伊吹美智子税務課長 伊吹美智子収納課長 小川修危機管理課長 酒井繁輝社会福  
祉課長 清水めぐみ高齢者福祉課主幹 近藤淳児童福祉課長 下森一克市民生活課長  
伊吹讓基保健医療課長 足羽幸宏いちばんづくり課長 中村雅文自治定住課長 黒木和  
彦農業振興課長 松永幹司林業振興課長 堀井慎一朗商工観光課長 杉谷美和紀建設課  
長 平岡靖之災害復旧課長 日野原祥二環境政策課長 久保隆治都市整備課長 天野武  
美下水道課長 小田雅平比和支所長 掛札靖彦総領支所長  
片山祐子教育部長 毛利久子教育総務課長 東直美教育指導課長 今西隆行生涯学習課  
長  
石原博行水道局長 天野武美水道課長  
惠木啓介西城市民病院事務長  
六原善博東城支所市民生活室長 石原豊年高野支所地域振興室長 坂口登比和支所地域  
振興室長 亀山慎也総領支所地域振興室長 高浦光司財政課財政係長 大山祐一管財課  
管財係長 谷先辰也危機管理課危機管理係長 出口聡社会福祉課障害者福祉係長 八谷  
徹志社会福祉課生活福祉係長 小田佳大高齢者福祉課介護保険係長 近藤崇憲高齢者福  
祉課地域包括支援センター係長 森永智徳児童福祉課児童福祉係長 田辺靖雄市民生活  
課市民生活係長 荒木優一市民生活課市民生活係専門員 兒櫻由美子市民生活課戸籍住  
民係長 中間貴也保健医療課医療予防係長 河野泰英保健医療課国保年金係長 松浦伸  
樹林業振興課林業振興係長 谷口浩二建設課管理係長 藤谷克信建設課土木係長 竹嶋  
誠建設課農林整備係長 川東正憲環境政策課環境政策係長 爲石謙一都市整備課市街地  
整備係長 三浦健司下水道課管理係長  
山口博昭西城教育室長 八谷美幸生涯学習課生涯学習係長  
迫慎一水道課管理係長
6. 委員外議員 なし
7. 傍聴者 2名(うち議員 近藤久子議長)
8. 会議に付した事件
  1. 付託議案  
議案第48号 令和4年度庄原市一般会計補正予算(第11号)  
議案第49号 令和4年度庄原市住宅資金特別会計補正予算(第1号)

- 議案第 50 号 令和 4 年度庄原市歯科診療所特別会計補正予算（第 3 号）  
議案第 51 号 令和 4 年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 52 号 令和 4 年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）  
議案第 53 号 令和 4 年度庄原市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 3 号）  
議案第 54 号 令和 4 年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 55 号 令和 4 年度庄原市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）  
議案第 56 号 令和 4 年度庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 57 号 令和 4 年度庄原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）  
議案第 58 号 令和 4 年度庄原市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 59 号 令和 4 年度庄原市宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 60 号 令和 4 年度庄原市水道事業会計補正予算（第 2 号）  
議案第 61 号 令和 4 年度庄原市下水道事業会計補正予算（第 2 号）  
議案第 62 号 令和 4 年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）  
議案第 63 号 令和 4 年度庄原市比和財産区特別会計補正予算（第 1 号）

---

午前 10 時 00 分 開 議

- 五島誠委員長 これより予算決算常任委員会を再開いたします。ただいまの出席委員は 19 名であります。よって、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議におきまして、写真撮影、録音録画を許可いたしております。令和 4 年度各会計補正予算の審査の方法についてお諮りいたします。本委員会への付託議案について、議案第 48 号、令和 4 年度庄原市一般会計補正予算、第 11 号から議案第 63 号、令和 4 年度庄原市比和財産区特別会計補正予算、第 1 号までを一括審査したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 五島誠委員長 異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたします。

---

## 1. 付託議案

- 議案第 48 号 令和 4 年度庄原市一般会計補正予算（第 11 号）  
議案第 49 号 令和 4 年度庄原市住宅資金特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 50 号 令和 4 年度庄原市歯科診療所特別会計補正予算（第 3 号）  
議案第 51 号 令和 4 年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 52 号 令和 4 年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）  
議案第 53 号 令和 4 年度庄原市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 3 号）  
議案第 54 号 令和 4 年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 55 号 令和 4 年度庄原市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）  
議案第 56 号 令和 4 年度庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 57 号 令和 4 年度庄原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）  
議案第 58 号 令和 4 年度庄原市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 59 号 令和 4 年度庄原市宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 60 号 令和 4 年度庄原市水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 61 号 令和 4 年度庄原市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 62 号 令和 4 年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 63 号 令和 4 年度庄原市比和財産区特別会計補正予算（第 1 号）

○五島誠委員長 日程については配付しております資料のとおり予定をいたしております。議案第 48 号、令和 4 年度庄原市一般会計補正予算、第 11 号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。総務部長。

○島田虎往総務部長 本日は、令和 4 年度庄原市一般会計補正予算を初め、合計 16 会計の補正予算について御審議をいただきますので、よろしくお願ひいたします。まず最初に、財政課から総括説明をさせていただきます後、各部各課から説明をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○五島誠委員長 財政課長。

○福本敬夫財政課長 議案第 48 号、庄原市一般会計補正予算、第 11 号の内容につきまして、まず、概要説明をさせていただきます。今回提案をいたします補正予算の各事業につきましては、事業精査及び決算見込みを反映させた予算減額が主な内容となっておりますが、2 月までの実績を踏まえました除雪事業等について、追加の補正もあわせて上程させていただいております。また、本日は補足説明資料といたしまして、資料 1、繰越明許費補正事業一覧、及び、資料 2、災害復旧工事予算執行状況を配付させていただいております。後ほど担当課より個別に説明をさせていただきます。まず、今回の補正のうち、全体に係る事項につきまして御説明をいたします。職員人件費につきましては、育児休業者、退職者、中途退職者等の整理による精算見込みによりまして、一般会計におきまして、会計年度任用職員を含めた一般職全体で 6,682 万 6,000 円の減額補正をいたしております。また、指定管理施設につきましては、昨今の電気料の大幅な上昇が指定管理施設の運営に大きな影響を及ぼすことへの対策といたしまして、今回の補正では、光熱水費を精算対象としていない施設につきましても、協定に基づきまして、社会情勢等の大幅な変動分を市の負担とすることで対応いたしております。具体的には、当初の見込みに対する電気料の上昇分のうち、20%を超過した額を新たに精算分として措置したもので、それらの対象施設を合わせた 53 施設におきまして、施設の修繕費等、従来の精算項目の実績見込みに伴う精算分と合わせまして、6,244 万 8,000 円の増額補正を計上いたしております。それでは、各事業の説明に入りますが、各事業の説明につきましては、職員人件費の調整にかかわるものを除きまして、100 万円を超える増額補正、または、1,000 万円を超える減額補正の事業につきまして、別添説明項目等一覧に従いまして、各担当課より順次説明をさせていただきます。それでは早速ですが、財政課所管の補正予算につきまして、御説明をいたします。補正予算書の 14、15 ページをお開きください。下より 2 項目め、2 款、地方譲与税、5 項、1 目、森林環境譲与税では、新たに追加交付が見込まれることから 155 万 2,000 円を増額補正するものでございます。最下段の 4 款、1 項、1 目、配当割交付金の 268 万 7,000 円の増額は、今年度の交付見込みにより増額補正するものでございます。続いて、16、17 ページをお開きください。最上段の 6 款、1 項、1 目、法人事業税交付金の 819 万 8,000 円の増額は、今年度の交付見込みによるもので、同様に 2 項目めの 7 款、1 項、1 目、地方消費税交付金につきましても、今年度の交付見込みに基づき、1,194 万 1,000 円を減

額補正するもの。3項目めの10款、1項、1目、地方特例交付金につきましても、今年度の交付見込みに基づき、476万7,000円を増額補正するものでございます。4項目めの11款、1項、1目、地方交付税、01、普通交付税では、交付額の確定によりまして、3,681万1,000円を減額し、02、特別交付税では、除雪費など積算の対象となる経費の増加に伴う増額を見込みまして、3,000万円を増額補正するものでございます。続きまして96、97ページをお開きください。最下段の13款、諸支出金、1項、基金費、4目、過疎地域持続的発展基金では、医療従事者育成奨学金の返還金891万2,000円に、事業費調整に伴う発行限度額50万円の追加を合わせた941万2,000円を増額補正するもので、医療従事者育成奨学金の歳出計上の際には、この基金から財源充当いたしておりましたので、過疎地域持続的発展基金へ積み立てる補正をお願いするものでございます。財政課の説明につきましては以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。総務課長。

○東健治総務課長　　一般会計補正予算書38、39ページをお開き願います。2款、1項、1目の03、総務一般管理事業について、主な減額の理由を説明いたします。01、報酬313万7,000円の減額、及び、02、給料28万8,000円の減額、03、職員手当等121万8,000円の減額は、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に関し、公用車運転業務職員が確保できなかったことや、雇用実績により不用額を減額するものでございます。次に、07、報償費52万円の減額は、新型コロナウイルスの感染状況により実施を見送った非核平和啓発講演会など、関係予算が不用額となったものでございます。11、役務費438万2,000円の減額は、郵便料及び高速バス回数券の購入費用、コピー機の手数料について不用額を減額するものでございます。次に、12、委託料890万2,000円の減額は、給与システム改修に係る入札減額分244万5,000円、及び、木質バイオマス訴訟に対する控訴審における弁護士委託料の成功報酬分495万円などを減額するものでございます。13、使用料及び賃借料の130万8,000円の減額は、大型コピー機の借上料及び有料道路等使用料について不用額を減額するものでございます。最後に、22、償還金利子及び割引料236万7,000円の減額は、今年度返還予定の国庫補助金の額の確定が5月以降となり、次年度での返還となるなど、返還額の確定に伴い減額するものでございます。以上の理由によりまして、事業全体では、合計2,221万8,000円を減額補正するものでございます。続きまして、同じく一般会計補正予算書では、6ページ、第2表、繰越明許費補正、1、追加の表中、2款、1項、総務一般管理事業260万円につきましては、別紙資料1の繰越明許費補正事業一覧に記載のとおり、民事訴訟事件学校事故に係る損害賠償事件について応訴しておりますが、本年度中の終結が見込めないため、弁護士業務委託料260万円を次年度に繰り越そうとするものでございます。説明は以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。政野委員。

○政野太委員　　先ほど財政課からの説明にもありましたけれども、職員人件費が6,000万円減額をされている。総務課においても2,000万円という数字を説明いただいたのですけれども、職員が十分に足りているという話は聞こえてこない中で、募集をしたけれども応募がなかったかということもあるか

と思うのですが、その辺のところはどのように整理をされていらっしゃいますでしょうか。

○五島誠委員長 答弁。総務課長。

○東健治総務課長 ただいま説明をさせていただきました、総務一般管理事業につきましては、会計年度任用職員の報酬、給料、手当等について減額をお願いさせていただくものでございます。職員の人件費という部分でいいますと、会計年度任用職員も含めたトータルの考え方ということになってまいります。職員の確保に対しましては、採用試験、前期、後期、また、採用時期についても1月1日採用といった形で人材確保に努めてまいりました。退職する方あわせて、新たに採用する職員ということで、職員の確保へ向けて取り組みを行っておりますが、事務補助という形で、会計年度任用職員も配置し、業務運営を行っております。引き続き、次年度においても、正規職員等の配置によって業務遂行を行ってまいりますけれども、多忙な部署あるいは、育児休業等で職員が休職する場合には、会計年度任用職員を配置するなどし、万全な体制で、業務に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○五島誠委員長 他にありませんか。政野委員。

○政野太委員 会計年度任用職員を充当するに当たって、会計年度任用職員の人材が確保できていなかったことが減額の原因ではないかと感じるのですけれども。職員のことではなくて。実際には、だから業務が必要だから、会計年度任用職員の募集をかけられたと思うのですけれども、そのあたりが募集をかけてもなかなか応募がない状況なのか、どういう状況なのかということをお伺いしたかったのですけれども。

○五島誠委員長 答弁。総務課長。

○東健治総務課長 会計年度任用職員の募集に関しましては、一般事務の事務補助、あるいは、保育士、そのほか資格を有する方の募集も行っておりますけれども、実際、資格を有する方の募集に対しては、応募がなく人の配置ができていない実態もございます。資格者でない場合には、一般事務の会計年度任用職員を配置するなど、必要な部署においてはできる限りの配置に努めてまいりましたけれども、結果といたしましては、資格を有する方の会計年度任用職員が確保できていない実態もございます。

○五島誠委員長 他にありませんか。政野委員。

○政野太委員 今年度はこういう整理をされていますけれども、次年度においても、たくさん人員が出るほどのことはないと思いますので、しっかりと採用基準であるとか、全力を挙げて人材の確保に努めていただきたいと思います。

○五島誠委員長 答弁。よろしいですか。

○政野太委員 はい。

○五島誠委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。管財課長。

○定光浩二管財課長 続きまして、管財課所管に係る補正予算案について御説明いたします。44ページ、45ページをごらんください。2款、1項、10目、情報推進費の01、行政情報処理事業につきましては、情報システムや情報機器の保守業務、及び、行政ネットワークメディアコンバーター更新業務の入札減などによる業務委託料の減額1,134万3,000円、行政情報端末購入の入札減などによる備品購入費の減額209万4,000円など、合計1,366万3,000円を決算見込みにより減額計上させていただく

ものでございます。説明は以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。税務課長。

○伊吹美智子税務課長　　続きまして、税務課が所管しております補正予算につきまして、御説明申し上げます。補正予算書 14、15 ページをお開きください。市税に係る補正予算の主な内容でございます。1 款、1 項、市民税、1 目、個人、1 節、現年課税分としまして、所得割を 3,800 万円増額としております。これは株などによる譲渡所得の大幅な増によるものでございます。2 目、法人、1 節、現年課税分の法人税割を 800 万円増額しております。これは申告による事業収益の増でございます。個人、法人合わせた補正後の市民税額を 14 億 7,743 万 4,000 円とするものでございます。続きまして、2 項、1 目、固定資産税では、1 節、現年課税分の償却資産分といたしまして、大臣配分や大規模な太陽光発電の稼働申告件数の増により、9,000 万円を増額し、2 目、国有資産等所在市町村交付金の 48 万 7,000 円の増額とあわせて、補正後の固定資産税を 19 億 6,973 万円とするものでございます。続く 3 項、軽自動車税、1 目、環境性能割につきましては、450 万円の減額としております。当初予算では、臨時的軽減措置の終了に伴う増を見込んでおりましたが、取得台数が伸びず減額するものでございます。2 目、種別割につきましては、平成 28 年度の税率改正の影響により、現年課税分に 390 万円を増額し、環境性能割と合わせた補正後の軽自動車税額を 1 億 5,979 万 7,000 円とするものでございます。続く 4 項、1 目、市たばこ税につきましては、加熱式たばこの本数換算方式改正の影響により、1,800 万円増額し、補正後の額を 2 億 2,111 万 2,000 円とするものでございます。市税に係る補正内容の説明は以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。危機管理課長。

○小川修危機管理課長　　それでは、危機管理課所管の補正予算について御説明申し上げます。82 ページ下段から 85 ページ上段にかけてでございます。第 9 款、消防費、第 1 項、消防費、第 2 目、非常備消防費、01、の非常備消防事業につきましては、庄原市消防団の活動に要する経費でございますが、総額で 647 万 2,000 円を増額するものでございます。増額の主なものは、退職消防団へ支払う退職報償金の増に伴う報償費 742 万円の増、このほか消防団員の減少によります非常勤職員報酬 81 万 6,000 円の減によるものでございます。なお、歳入のその他財源の増額につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金からの退職報償金の増額でございます。続きまして、繰越明許費でございます。補正予算書は 6 ページでございますが、配付資料 1 で御説明いたします。1 ページをごらんください。第 9 款、第 1 項、消防施設整備事業、小型動力ポンプつき積載車の更新、及び、耐震性貯水槽設置工事 3,383 万 8,000 円は、令和 4 年度で更新を予定しておりました総額方面隊の小型動力ポンプつき積載車 2 台について、ウクライナ情勢等の影響によりまして、電装及び組立艀装部品の確保に時間を要していることから年度内での納車が困難となったこと、また、耐震性貯水槽設置工事では、工事施工中、地盤に湧水が発生し、床掘法面の崩壊を防ぐための工事に不測の日数を要することになったもので、必要経費をあわせて繰り越しをお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。生活福祉部長。

○岡本貢生活福祉部長　　続きまして、生活福祉部に関係する予算説明を行います。詳細につきましては、担当課長等が説明いたします。

○五島誠委員長　　社会福祉課長。

○酒井繁輝社会福祉課長　　それでは、社会福祉課所管について御説明いたします。54 ページから 55 ページをお開きください。3 款、1 項、社会福祉費のうち、3 目、障害者福祉費、02、自立支援事業、19 節、扶助費は、今年度の障害福祉サービス費障害児通所給付費の執行見込みに基づき、8,481 万 5,000 円を追加計上するものでございます。障害福祉サービスの内訳として、主なものは居宅介護サービス、生活介護、共同生活援助、短期入所、就労継続支援 B 型、計画相談支援などになります。いずれも利用人数や請求件数の増加などによるサービス費の増加によるものでございます。続きまして、58 ページから 59 ページをお開きください。3 款、3 項、生活保護費のうち、1 目、生活保護総務費、04、生活困窮者支援事業、18 節、負担金、補助及び交付金は、令和 4 年 9 月、低所得者世帯臨時生活支援金、及び、令和 5 年 1 月、第 2 次低所得者世帯臨時生活支援金の事業費部分の執行見込額積算による不用額整理のため補助金 1,100 万円を減額するものでございます。続きまして、2 目、扶助費、01、生活保護扶助事業、19 節、扶助費は、主に生活保護世帯の増に伴う医療費扶助の増により、執行見込額が予算額を超過する見込みであるため 1,906 万 4,000 円を追加計上するものでございます。社会福祉課にかかる補正予算案の説明は以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。生活福祉部長。

○岡本貢生活福祉部長　　それでは、高齢者福祉課が所管いたします予算について説明いたします。補正予算書の 52、53 ページをお願いいたします。3 款、1 項、2 目、老人福祉費でございます。53 ページの表の中ほど、事業番号 15、高齢者等生活支援施設管理事業の業務委託料、126 万 1,000 円の増額は、自宅など在宅での生活が困難な高齢者等が入居されている生活支援施設のうち、指定管理で管理運営を行う施設の指定管理料について補正をお願いするもので、増額要因として、施設利用料金分 62 万円、電気料金 15 万円、IH クッキングヒーター、浄化槽、非常用照明などの更新、修繕料として 65 万 1,000 円を増額し、減額要因といたしまして、コイン式洗濯乾燥機のリース料金 16 万円の減額によりまして、差し引き合計 126 万 1,000 円を精算見込みとして、業務委託料に追加計上するものでございます。老人福祉費の説明は以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。児童福祉課長。

○近藤淳児童福祉課長　　それでは、児童福祉課所管の補正予算説明を行います。補正予算書の 56、57 ページをお願いいたします。中段、3 款、2 項、2 目の 02、保育所管理運営事業でございます。01 節、報酬の 05、会計年度任用職員報酬パートタイムでは、児童福祉課内に配置いたします栄養士 1 名につき 1 年間の報酬を予算計上しておりましたが、令和 5 年 1 月からの採用となったことから、不用額で

ある115万9,000円を減額するものでございます。同節、06、会計年度任用職員報酬その他では、直営の保育所におきまして、早朝延長保育時のパート保育士の雇用実績見込みにより、472万7,000円を減額するものであります。03節、職員手当の27、会計年度任用職員期末手当フルタイムでは、直営保育所の会計年度任用職員、保育士ですが、20名分の期末手当の執行見込みにより、15万4,000円を減額するものでございます。同節28、会計年度任用職員期末手当パートタイムでは、先ほどの栄養士が1月採用となったことから、期末手当が不要となり、30万6,000円を減額するものでございます。07節、報償費の01、委員講師等謝礼、08、節旅費の01、費用弁償と、02、普通旅費、18節、負担金補助及び交付金の01、負担金一般でございますが、新型コロナウイルス感染症対策として、市内外の研修会が中止、またはリモート開催となりましたことにより不要となったものでございます。12節、委託料の01、業務委託料物件費では、市内8カ所の指定管理保育所において、それぞれの指定管理保育所の指定管理料において、各保育所の児童数、及び配置保育士による精算見込みによりまして、合計で1,415万6,000円の減額でございます。同節02、業務委託料補助費等では、広域入所事業において、保護者の里帰り出産等のため市内住所を有する2名の児童が他市の保育所へ入所することによりまして、その精算見込みにより102万7,000円を追加するものでございます。保育所管理運営事業全体では、1,995万9,000円の減額でございます。続きまして、3款、2項、4目の01、児童措置事業でございます。18節、負担金、補助及び交付金の04、補助金一般では、市独自事業として実施しております庄原市子育て世帯支援臨時給付金の実績見込みにより、223万円を減額するものでございます。19節、扶助費の01、扶助費では、児童手当の実績見込みにより、3,273万円を減額するものでございます。児童措置事業全体では、3,496万円の減額でございます。歳入ですが、これらに伴う財源として、20、21ページの15款、1項、1目の民生費国庫負担金の16、児童手当負担金が2,492万9,000円の減額、24、25ページの16款、1項、2目の民生費負担金、県費ですが、12、児童手当負担金が455万8,000円の減額でございます。続きまして、58、59ページをお願いいたします。上から4段目、3款、2項、5目の09、小奴可こども園事業でございます。18節、負担金補助及び交付金では、01、負担金一般でございますが、施設給付費の中で認められている加算による精算見込みにより、施設型給付費負担金が686万7,000円増額となったものです。同節04、補助金一般では、一時預かり事業の実績見込みにより186万9,000円を、病後児保育事業の実績見込みにより284万4,000円を減額するものです。合わせて471万3,000円の減額でございます。小奴可こども園事業全体では、215万4,000円の増額をお願いするものでございます。続きまして、債務負担行為の追加につきまして説明をいたします。8ページをごらんください。8ページ、第3表でございますけれども、第3表、債務負担行為補正により、債務負担行為に追加する事項でございます。表の最上段でございますが、株式会社敷信村農吉と協定する庄原市立庄原保育所の管理に要する経費でございます。期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とし、限度額を協定に定める額とするものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。市民生活課長。

○下森一克市民生活課長　　市民生活課所管の補正予算案について御説明をさせていただきます。補正予算書の44、45ページをお願いいたします。表の最下段、2款、1項、13目、生活交通対策費、事業



番号 01、生活交通路線確保事業につきましては、執行見込みにより 863 万 7,000 円を追加するものでございます。内容といたしまして、12 節、委託料では、市営バスや乗り合いタクシー等の運行委託料 400 万 6,000 円を減額するもので、主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による外出控えなどから、予約乗り合いタクシーの運行回数が減少したことなどによるものでございます。18 節、負担金補助及び交付金では、生活交通路線維持費補助金等の精算見込みにより 1,264 万 3,000 円を追加するもので、内訳といたしまして、04、補助金一般では、路線バスの補助対象となる路線数の変更による 318 万 4,000 円の増額のほか、市運行の生活交通路線廃止代替バス、地域生活バス、市街地循環バスにおきまして、新型コロナウイルス感染症などの影響による運賃収入の減収のほか、燃料費及び修繕費など、1,012 万 8,000 円の増額により、1,331 万 2,000 円を追加するものでございます。05、補助金建設単独では、東城地域の市街地循環バスの車両購入に係る入札減によるもので、66 万 9,000 円を減額するものでございます。この補正額の財源につきまして、44 ページ、最下段にございますとおり、国県支出金生活交通体系再編支援事業補助金 241 万円、また、その他特定財源では、市営バスの運賃収入を利用者の減により 189 万 6,000 円、それぞれ減額するものでございます。続きまして、補正予算書の 46、47 ページをお願いいたします。3 段目の表でございます。2 款、3 項、1 目、戸籍住民基本台帳費、事業番号 02、戸籍住民基本台帳事業につきましては、1,455 万 7,000 円を減額するものでございます。内訳といたしまして 12 節、委託料 345 万 4,000 円の減額は、マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの住民票等の交付システムの構築に係るサーバー仕様の変更による減額、18 節、負担金補助及び交付金 1,110 万 3,000 円の減額は、地方公共団体が地方公共団体情報システム機構 J-L I S に委託するマイナンバーカード関連事務費につきまして、これまで国が 10 割補助する間接補助金により市が交付していましたが、本年度から国デジタル庁が直接、地方公共団体情報システム機構にカード管理システム等に係る経費を負担することに伴い、地方公共団体の交付事務が不要となったため減額を行うものでございます。続きまして、54 ページ、55 ページをお願いいたします。表の下段でございます。3 款、1 項、7 目、人権推進費、事業番号 02、ふれあいセンター管理運営事業につきましては、12 節、委託料へ電気料及び修繕費の精算として、事業全体で 356 万 8,000 円を追加するものでございます。続きまして、62、63 ページをお願いいたします。表の中ほどでございます。4 款、1 項、6 目、斎場費、事業番号 01、斎場管理運営事業につきましては、12 節、委託料へ光熱水費、修繕費の精算として、事業全体で 758 万 3,000 円を追加するものでございます。続きまして、繰越明許補正でございます。補正予算書では、6 ページ、資料につきましては、1 ページの上から 2 行目をお願いいたします。2 款、3 項、1 目、戸籍住民基本台帳事業 1,170 万 5,000 円は、マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの住民票等の交付に係るシステム改修に要する手数料、委託料の繰越でございます。本事業は 9 月補正予算により、現在システムの改修を行っているところでございますが、システム改修と受託事業者とコンビニエンスストアでの住民票交付システムを運営いたします地方公共団体情報システム機構等との連携テスト等に不測の日数を要していることから、繰越により対応を行うものでございます。なお、本システム改修につきましては、令和 5 年 6 月 30 日の完了を予定いたしております。続きまして、債務負担の追加について御説明をいたします。補正予算書 8 ページをお願いいたします。第 3 表、債務負担行為補正に追加する事項につきましては、表の 2 行目、社会福祉法人庄原市社会福祉協議会と協定する庄原市ふれあいセンター等 4 施設の管理に要する経費で、期間につきましては、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とし、

限度額を協定に定める額とするものでございます。市民生活課所管の補正予算の説明は以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。保健医療課長。

○伊吹讓基保健医療課長　　保健医療課が所管いたします主な補正予算について御説明申し上げます。補正予算書 54 ページ、55 ページをお開きください。中段、3 款、1 項、6 目、後期高齢者医療費、01、後期高齢者医療事業につきましては、給付見込みの減により広域連合に支払う療養給付費負担金を指し額に基づき、6,630 万 3,000 円を減額するものでございます。めくっていただき、56 ページ、57 ページ、下段、2 項、4 目、児童措置費、02、乳幼児等医療費公費負担事業につきましては、給付見込みの増により、373 万 6,000 円を増額するものでございます。60 ページ、61 ページをお願いいたします。4 款、1 項、1 目、保健衛生総務費、15、リフレッシュハウス東城管理運営事業につきましては、燃料費、電気料、修繕費などの精算に係る指定管理料の追加に要する経費として、1,772 万 2,000 円を増額するものでございます。16、高野温泉神之瀬の湯管理運営事業につきましては、燃料費、修繕費の精算に係る指定管理料の追加に要する経費として、242 万 2,000 円を増額するものでございます。めくっていただき、62 ページ、63 ページ上段、4 目、予防費、03、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、個別接種方式から一部集団接種方式での実施及び接種見込み者数の減により、委託料等を 4,970 万 1,000 円減額するものでございます。下段、8 目、保健福祉センター費、01、保健福祉センター管理運営事業につきましては、高野保健福祉センターの電気料、修繕料の精算に係る指定管理料の追加に要する経費として、267 万 6,000 円を増額するものでございます。次に、繰越明許費補正について御説明申し上げます。資料、令和 4 年度 3 月補正予算繰越明許費補正事業一覧の 1 ページをお開きください。3 行目でございます。4 款、1 項、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、令和 4 年秋から実施しているオミクロン株対応ワクチンの未接種者への実施及び令和 5 年 3 月 7 日付で厚生労働省から令和 5 年度のワクチン接種について通知があり、ワクチンの特例臨時接種を令和 6 年 3 月 31 日まで 1 年間延長することとし、令和 5 年度は、追加接種可能な全ての年齢のものを 9 月から 12 月にかけて 1 回接種し、重症化リスクの高い 65 歳以上の高齢者や基礎疾患を有する者、医療従事者、高齢者施設等従事者は、前倒して 5 月から 8 月にかけて 1 回接種する方針が示されました。令和 5 年度当初予算では国の方針が示されていないため、当該接種に係る予算措置をしておりませんが、このたびの方針が示されたことにより、令和 5 年度のワクチン接種の予算措置については、令和 5 年 6 月まで執行するものについては繰越明許費で、7 月以降については 6 月補正予算で予算措置をすることを予定しております。繰越明許費 3,095 万 8,000 円の追加は、令和 4 年度オミクロン株対応ワクチン未接種者への接種委託料及び令和 5 年度接種に係るシステム改修委託料、ワクチン接種委託料等の費用を追加するものでございます。保健医療課関係の一般会計補正予算についての説明は以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。ここで説明員交代ですので、少々お待ちいただきたいと思っております。続いて説明を求めます。企画振興部長。

○加藤武徳企画振興部長 企画振興部が所管をいたします補正予算につきまして、御説明をさせていただきます。詳細につきましては、各担当課長より説明をいたしますのでよろしくお願いたします。

○五島誠委員長 いちばんづくり課長。

○足羽幸宏いちばんづくり課長 いちばんづくり課が所管をいたします補正予算について説明いたします。一般会計補正予算書の96ページ、97ページをお開きください。13款、1項、18目、企業版ふるさと納税基金費でございます。24節、積立金、01、企業版ふるさと納税基金費につきましては、昨年12月末及び本年3月に企業より企業版ふるさと納税による寄附がございまして、寄附金を企業版ふるさと納税基金へ積み立て、令和5年度に実施いたします寄附者が指定する事業に充当するため、積立金333万3,000円を増額計上するものでございます。この積立金額の内訳でございますけれども、企業からの寄附金が330万円、一般財源を3万3,000円加えております。これは企業版ふるさと納税制度の所管省庁であります内閣府から企業版ふるさと納税の寄附を基金に積み立てる場合は、寄附額と同額ではなく、自治体の一般財源を加えた額を積み立てるよう事務取り扱いマニュアルで示されております。本市では、寄附額の1%を加えて積み立てることといたしております。また、企業版ふるさと納税基金費の財源としては、96ページ、その他財源として、18款、寄附金の庄原市企業版ふるさと納税の収入として330万円を増額計上いたしております。いちばんづくり課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○五島誠委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。自治定住課長。

○中村雅文自治定住課長 それでは、自治定住課が所管をします一般会計補正予算について御説明を申し上げます。同じく議案48号の一般会計補正予算書8ページをごらんください。債務負担行為の補正についてです。追加といたしまして第3表、1、追加では、自治振興センターにつきまして、債務負担行為を設定し、令和5年4月1日より事業の着手を行うものでございます。負担行為を補正する施設は、表中の3段目、東城自治振興センター、指定管理者は東城自治振興区でございます。期間につきましては、令和5年度から令和9年度までの5年間といたしまして、限度額は協定に定める額といたします。説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願をいたします。

○五島誠委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。農業振興課長。

○黒木和彦農業振興課長 農業振興課の補正予算の概要について御説明をいたします。それでは、補正予算書の66ページ、67ページをお開きください。6款、1項、2目、農業総務費の03、農村集会施設等管理事業につきましては、指定管理施設であります庄原市東城農産物加工施設及び、庄原市里山総領特産品加工施設の電気料114万1,000円のほか、庄原市小奴可研修センターのトイレドア、及び、避難誘導灯の修繕と、庄原市里山総領特産品加工施設のスチームオープン等の修繕に係る修繕料の精算による62万9,000円と合わせまして、指定管理の委託料117万1,000円を追加計上するものでございます。次の07、ファーマーズマーケット管理運営事業につきましては、高野町にあります庄原市高野ファーマーズマーケットの指定管理料のうち、避難誘導灯、換気扇等の修繕に係る修繕料の精算による委託料269万2,000円を追加計上するものでございます。次に6款、1項、3目、農業振興費

の14、新規就農者総合支援事業につきましては、負担金補助及び交付金を3,853万5,000円減額するものでございます。内容について御説明申し上げます。まず、補助金一般2,719万2,000円の減額は、国の事業として、今年度から施設整備等を対象とした新規就農者育成総合対策事業が新設されたため、3件の新規就農者の活用を見込んでおりましたが、採択要件に満たないものや就農時期の繰延により、活用がなく、2,250万円を減額、その他就農初期の経営と生活支援を行う農業次世代人材投資事業のうち前年所得額が基準を超えたことで、交付額の減額となったもの、また市の単独事業であります新規就農者育成事業で、当初独立経営を予定していた方が経営継承で対象外となったもの、新規就農時期が次年度になり制度の活用がなかったことによる減額でございます。また、新規就農者育成総合対策事業、農業次世代人材投資事業の財源として計上しております県支出金を2,467万2,000円減額いたしております。次の補助金建設単独1,134万3,000円の減額は、市の単独事業であります新規就農施設等整備補助金で活用を予定していた施設整備費で、農業者の施設建設時期の変更や就農時期の繰延により事業実施が減少したものでございます。次に、補正予算書の68、69ページをお開きください。18、多面的機能支払事業につきましては、実施面積の確定による精算と資源向上活動支援交付金として実施する道路、水路等の農業施設の改修等を行う事業で、要望20件中14件について国の予算配分がなかったことから、負担金補助及び交付金1,700万8,000円を減額するものでございます。また、財源として計上しておりました県支出金のうち、対応する1,276万1,000円を減額いたしております。説明は以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。林業振興課長。

○松永幹司林業振興課長　　林業振興課が所管いたします一般会計補正予算の概要について御説明させていただきます。補正予算書の70ページ、71ページをお開きください。6款、3項、2目、林業振興費の説明欄02、分収造林事業では、22節、09配分金につきまして、東城町帝釈国広山分収造林の皆伐事業を予定をしておりましたが、森林所有者の現地立会への協力が得られなかったこと、また、所有者及び一部の隣接所有者から伐採範囲、境界についての確認の同意が得られないことで、今年度の伐採事業実施を見送ったことから、所有者への配分金全額を減額するものでございます。財源につきましては、予算書28ページ、29ページをお開きください。最下段、17款、2項、1目、説明欄01、その他不動産売払収入では、分収造林の皆伐を見送ったことから、分収造林売払金5,254万5,000円を全額減額しております。予算書70ページ、71ページにお戻りください。説明欄05、有害鳥獣防除事業では、18節負担金、補助及び交付金において、04、補助金一般、06、建設補助)につきましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用した捕獲班用箱わなやワイヤーメッシュにつきましては、歳出見込額等によりまして減額をさせていただいております。それから、05、補助金建設単独につきましては、単市の有害鳥獣防除柵設置事業の交付実績に基づいて減額をいたしており、合計いたしまして1,022万8,000円を減額いたしております。財源として県支出金664万3,000円を減額しております。続きまして、予算書96ページ、97ページをお開きください。13款、1項、16目、説明欄01、森林環境整備基金では、積立金において森林環境譲与税の交付額が増額見込みとなったことから、155万2,000円を追加計上しております。林業振興課からの説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。商工観光課長。

○堀井慎一郎商工観光課長　　商工観光課所管の補正予算案について御説明申し上げます。予算書 72 ページ、73 ページをお開きください。下段でございますが、7 款、1 項、2 目、商工振興費でございます。01、商工振興事業 1,446 万 7,000 円の減額は、主なものといたしまして、予算書 75 ページ、18、負担金、補助及び交付金、庄原市地域商業機能複合化推進事業補助金 57 万 3,000 円、及び、庄原市エネルギー高騰対策事業者支援金 1,366 万 9,000 円を減額するものでございます。庄原市地域商業機能複合化推進事業につきましては、交付決定額に基づいた減額でございます。加えましてエネルギー高騰対策事業者支援金につきましては、申請に対する支払が完了しておりますので、実績に基づいた減額でございます。続きまして、3 目、観光交流費でございます。04、鮎の里公園管理事業の 176 万 6,000 円の増額は、指定管理料の修繕に係る精算 71 万 9,000 円、及び、電気料に係る精算 104 万 7,000 円の増額でございます。続きまして、07、かさべるで管理運営事業の 639 万 2,000 円の増額は、実績見込みによります燃料費、光熱水費等の減額 106 万 1,000 円、及び、雪害によります屋根の修繕に係る経費といたしまして、745 万 3,000 円の増額の合計となっております。次に、76 ページ、77 ページ、09、ひば道後山高原荘管理運営事業、1,212 万円の増額は、指定管理料の修繕に係る精算 284 万 7,000 円の増額、及び、電気料に係ります 347 万 5,000 円の増額、営業利益額に係る精算 579 万 8,000 円の増額の合計となっております。続きまして、14、道の駅たかの管理運営事業、332 万 6,000 円の増額は、指定管理料の修繕に係る精算 192 万 1,000 円の増額、及び、実績見込みによります委託料 41 万 1,000 円、燃料費 17 万 1,000 円、光熱水費 204 万 6,000 円の増額、使用料 30 万 3,000 円の減額、及び、本年度実施を予定しておりました給水管ストレーナー清掃につきまして、令和 5 年度のトイレ関係工事に合わせての実施を検討することといたしましたので、92 万円を減額しております。続きまして、16、総合交流拠点施設管理運営事業 328 万 7,000 円の増額につきましては、ゆめさくらの指定管理料の修繕に係る精算 246 万 6,000 円の増額、及び、電気料 82 万 1,000 円の増額の合計でございます。続きまして、17、遊YOUさろん東城管理運営事業の 341 万 6,000 円の増額は、指定管理料の修繕に係る精算 214 万 8,000 円の増額及び電気料 126 万 8,000 円の増額の合計となっております。続きまして、23、交流宿泊施設管理運営事業 1,096 万 4,000 円の増額につきましては、ラ・フォーレ庄原の指定管理に係る協定に基づき、指定管理者であるサンヒルズ庄原より協議のありました燃料光熱水費の高騰による収益の悪化に対し、指定管理者の責任によらない社会経済情勢の大幅な変動に対するリスク分担の対応として、他の施設同様に電気料の指定管理部分に係る影響額を増額するものでございます。次に、補正予算書 6 ページ、第 2 表、繰越明許費補正の追加でございます。あわせて、資料 1、令和 4 年度 3 月補正予算繰越明許費補正事業一覧をごらんください。7 款、1 項、商工費でございます。かさべるで管理運営事業では、雪害によります屋根修繕に係る経費 745 万 3,000 円を繰越明許費補正するものでございます。先ほど補正予算案について御説明いたしました、この修繕につきましては、適正な工期を確保するため、繰越を行うものでございます。続きまして、ひば道後山高原荘管理運営事業でございます。空調設備の修繕工事におきまして、半導体の供給不足により部品調達が遅延し、年度内の工事完了が困難となったため 13 万 9,000 円を繰り越すものでございます。続きまして、企業立地対策事業 276 万 4,000 円の繰越につきましては、比和お試しオフィスの雪害による屋根修繕に係る

経費でございます。かさばるで同様に適正な工期を確保するため、繰越を行うものでございます。商工観光課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。環境建設部長。

○石原博行環境建設部長　　建設部に関係する補正予算を説明いたします。詳細は担当課長が説明しますので、よろしく願いいたします。

○五島誠委員長　　建設課長。

○杉谷美和紀建設課長　　それでは、建設課が所管します一般会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書の68、69ページをお開きください。中段の6款、2項、1目、耕地総務費、03、県営土地改良事業の12節、委託料1,193万6,000円の減額は、広島県施行の口和地区田口区画整理事業において、測量設計業務を翌年度に繰り延べるため減額するものでございます。18節、負担金797万円の減額は、広島県施工のため池整備事業3カ所について事業費の確定に伴い、市の負担金7%を減額するものでございます。次に、02、小規模農業基盤整備事業、14節、工事請負費825万1,000円の増額は、県補助金が追加交付され、口和地区本谷水路改修工事を前倒しで実施するものでございます。次に72、73ページをお願いいたします。上段の6款、3項、4目、治山事業費、01、小規模崩壊地復旧事業の14節、工事請負費2,899万8,000円の減額は、事業費の確定によるものでございます。続きまして、76、77ページをお願いいたします。下段の8款、2項、2目、道路維持費、02、除雪事業、12節、委託料4億2,158万8,000円の増額は、12月から3月末までの除雪の実績及び見込みによるものでございます。今年度は12月末に庄原市内全域において、約10年ぶりの大雪となり、連日除雪作業を実施いたしました。次に、78、79ページをお願いいたします。3目、橋梁費、01、橋梁維持事業、12節、委託料1,735万2,000円の増額は、国の2次補正により、補助金が追加交付されたもので、橋梁補修設計に2橋分を前倒して実施するものでございます。次に、4目、道路新設改良費、03、道路新設改良事業、単独、12節、委託料1,050万円の減額は、事業費の確定によるものでございます。21節、補償金910万円の減額につきましても、物件移転補償額が確定したことによる減額であります。続きまして、80、81ページをお願いいたします。上段の8款、2項、5目、交通安全施設整備事業費、01、交通安全施設整備事業、14節、工事請負費1,320万円の増額は、国の2次補正による工事費の前倒しであり、山内南線ほか2路線を整備するものでございます。続きまして、予算書6ページ、7ページの繰越明許補正について、資料1で説明させていただきます。まず、1、追加の事業でございます。6款、2項、県営土地改良事業は、広島県が事業主体で、事業費の一部を市が負担するもので、災害復旧の影響で、ため池整備事業、跡落池ほか4地区が繰り越しとなり、市の負担金2,145万2,000円を翌年度に繰り越すものでございます。次に、6款、3項、林道整備事業は、広島県が事業主体で整備する林道芝山線、河内高野線の電柱移転補償費477万円を繰り越すものでございます。次に、小規模崩壊地復旧事業は、災害復旧工事の影響で、年度内完了が難しくなった高森山地区ほか6件6,070万円を繰り越すものでございます。次に、8款、2項、除雪事業は、除雪機6台の部品調達に日数を要しているため、2,896万4,000円を繰り越すものであります。次に、橋梁維持事業は、国の2次補正により、補助金の追加配分がありましたので、橋梁修繕工事竹ノ下橋ほか7橋について、7,264万8,000円を繰り越すものでございます。次に、国県道整備負担事業は、広島県が事業主体で整備する

国県道 10 路線が災害復旧の影響で繰り越しとなったため、10 分の 1 に相当する市の負担金 5,451 万円を繰り越すものでございます。次に、交通安全施設整備事業は、国の 2 次補正に伴い、補助金の追加配分があり、山内南線ほか 2 路線、1,320 万円を繰り越すものでございます。次に、8 款、4 項、急傾斜地崩壊対策事業は、広島県が事業主体で整備する 7 地区が繰越となったため、20 分の 1 に相当する市の負担金 1,175 万円を繰り越すものでございます。次に、2、変更の事業でございます。6 款、2 項、小規模農業基盤整備事業は、県からの補助金の追加配分がありましたので、口和地区本谷水路工事改修工事を口和地区本谷水路改修工事について 3,711 万 7,000 円に増額するものであります。次に、基盤整備促進事業は、災害復旧工事の影響により年度内完了が困難となったため、田口地区ほ場整備及び栗可動堰上部工の事業費を 2 億 785 万 8,000 円に増額するものであります。次に、8 款、2 項、道路新設改良事業、単独、宮内線ほか 9 路線の事業費につきましても、災害復旧工事の影響により、年度内完了ができないものがふえたため、1 億 4,130 万円に増額するものでございます。次に、地方創生道整備推進交付金事業、戸郷下谷線ほか 7 路線について、同じく災害復旧工事の影響により 1 億 6,623 万 6,000 円に増額するものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○五島誠委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 なしと認めます。続いて説明を求めます。環境政策課長。

○日野原祥二環境政策課長 環境政策課所管の追加補正予算案について御説明申し上げます。補正予算書 64、65 ページをお開きください。第 4 款、第 2 項、第 2 目の 01、備北クリーンセンター管理運営事業、第 10 節、需用費の燃料費及び光熱水費については、電気料等が高騰する状況の中、節電対策等を徹底し、燃料費 116 万 8,000 円、光熱水費 436 万 8,000 円を減額するものでございます。また、修繕料 190 万円については、旧施設の緊急修繕として予算計上しておりましたが、故障がなく、不執行となったものでございます。業務委託料、物件費につきましては、焼却灰の処理業務委託において、処理量の減少などにより 396 万円を減額するものです。続きまして、03、東城ストックヤード施設管理運営事業、第 12 節、委託料について、RDF 化施設の廃止や新焼却施設の供用開始に伴う業務整理が整ったことにより、減額や入札減などにより 1,351 万 2,000 円を減額するものでございます。続きまして、繰越明許でございますが、補正予算書では 6 ページ、資料では、1 ページをお開きください。繰越明許費の追加、第 4 款、第 2 項、リサイクルプラザ管理運営事業でございます。清掃運搬車の購入費について、世界的な半導体不足により、車両の生産が遅れており、年度内に納車が困難となったため、815 万 9,000 円繰り越すものでございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○五島誠委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。都市整備課長。

○久保隆治都市整備課長 それでは、都市整備課から説明をさせていただきます。補正予算書 80 ページ、81 ページをお開きください。8 款、5 項、1 目、04、都市再生整備事業の補償金 2,725 万円の減額は、社会資本整備総合交付金の減額内示に伴い、庄原の西浦下線用地買収などの補償金を減額する

ものでございます。次に、繰越明許費について説明させていただきます。補正予算書6ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正でございます。別途添付しております資料1、繰越明許費補正事業一覧により説明をさせていただきます。8款、5項、土地区画整理事業の892万7,000円の繰越は、社会資本整備総合交付金を活用し事業を実施してきた庄原駅周辺地区土地区画整理事業において、工事期間が令和4年7月末まで要したことにより、工事完成後の登記や生産にかかわる出来高測量及び、換地計画や事業計画変更業務の着手が遅れ、年度内完了が困難となったもので、令和5年度に繰り越し、実施するものです。なお、令和5年6月完成を予定しております。次に、8款、6項、市営住宅整備事業の1,721万9,000円の繰越は、同じく社会資本整備交付金を活用し、庄原市公営住宅長寿命化計画に基づき、庄原市内の市営住宅を計画的に整備しているもので、東城の第一川東公営住宅整備事業について、入居者との退去移転に関する協議に日数を要したため、整備工事及び上下水道工事の年度内完了が困難となったものです。なお、令和5年に工事を繰り越し、令和5年6月完成を予定しております。続きまして、補正予算書は7ページ、資料1は2ページになります。8款、5項、都市再生整備事業の2,000万から7,057万5,000円の変更は、庄原地域の市道西浦下線の道路整備事業において、測量設計及び用地取得、家屋補償について、関係者との協議に日数を要したため、土地購入費及び補償金を繰り越すもので、令和5年12月に用地取得を予定しております。以上で都市整備課に関する補正予算の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。災害復旧課長。

○平岡靖之災害復旧課長　　それでは、災害復旧課が所管します一般会計補正予算について御説明申し上げます。補正予算書の92、93ページをお開きください。下段の11款、1項、1目、農地災害復旧費、02の過年農地災害復旧事業でございます。お手元に配付しております、資料2、災害復旧工事費予算執行状況とあわせてごらんください。この資料は、右側が公共災害、左側が農災で、各年度ごとの工事費の執行状況を棒グラフにあらわしたものでございます。14節、工事請負費8,350万5,000円の減額は、資料2の1ページ、令和3年災害復旧工事費予算執行状況の右側、令和4年度合計及び令和の5年度合計に含まれるもので、事業費の見直しや、国庫補助金の配分による振替等により減額するものでございます。次に、94、95ページ上段でございます。2目、農業施設災害復旧費、02、過年農業用施設災害復旧事業でございます。14節、工事業費1,537万4,000円の増額は、資料2の1ページ、令和3年災害復旧工事費、予算執行状況の右側、令和4年度合計及び令和5年度合計に含まれるもので、事業費の見直しや国庫補助金の配分により、振替等により増額するものでございます。続きまして、中段です。11款、1項、3目、林業施設災害復旧費、01、現年林道災害復旧事業につきましては、本年度該当の災害が発生しませんでしたので、事業費2,000万7,000円を全額減額するものでございます。次に、同ページ下段でございます。11款、2項、3目、公共土木施設災害復旧費、03、単独公共災害復旧事業でございます。単独公共災害復旧事業3,206万5,000円の減額は、令和3年、令和4年豪雨による補助対象にならない工事の精算見込みによる不用額を減額するものでございます。次に、繰越明許費補正につきまして、説明させていただきます。初めに、追加で繰越明許費補正をするものを説明させていただきます。補正予算書の6ページをお開きください。11款、1項、現年農地災害復旧事業では、令和4年に発生した8カ所の農地災害について、労働力の確保及び資材調達が困難な状



況で、年度内完了が見込めないため、3,030万7,000円を減額するものでございます。次に、11款、1項、過年林道災害復旧事業でございます。令和3年に発生した2件の林道災害につきまして、労働力の確保及び資材調達が困難なため、年度内完了ができないということで、9,970万7,000円を繰り越すものでございます。次に、繰越明許費を変更で補正するものでございます。7ページをごらんください。11款、1項、過年農地災害復旧事業でございます。平成30年から令和3年にかけて発生した農地災害のうち、12月補正で認めていただいた明許繰越3億4,602万円に、3,669万9,000円を追加した3億8,271万9,000円を労働力の確保、また、資材調達が困難な状況のため、年度内完成が見込めないため、繰り越すものでございます。同じく、11款、1項、過年農業用施設災害復旧事業でございます。こちらも30年から令和3年まで発生した農地災害のうち、12月補正で認めていただいた額へ、2億418万9,000円を追加した12億1,321万6,000円を、同じ理由で年度内完成が見込めないため繰り越すものでございます。次に、11款、2項、現年公共災害復旧事業でございます。こちらは令和4年度に発生した1カ所の道路災害について、1,450万5,000円に増額して繰り越すものでございます。理由につきましては、先ほどと同じ理由になります。最後に、11款、2項、過年公共災害復旧事業でございます。こちらは平成30年から令和3年に発生した公共災害のうち12月補正で認めていただいたものに、8億3,624万3,000円を追加し、16億8,224万6,000円を労働力不足、それから資材の調達が困難なために年度内完成が見込めないということで、繰り越すものでございます。説明は以上でございます。

- 五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑ありませんか。坂本委員。
- 坂本義明委員　　今の説明の中で、資材が手に入らなかったという問題と、労働力の不足という問題が全てにかかっているのですが、これにかかわらず、災害に関して、労働力の不足ということについては、見込みはなかなか立たないと思うのだけれど、どういふ見込みを立てておられて、これは令和5年度で解決できる問題と思われているのかということをお聞きしたいと思います。
- 五島誠委員長　　答弁。災害復旧課長。
- 平岡靖之災害復旧課長　　それでは、坂本議員の質問にお答えします。平成30年災害、令和2年災害につきましては、一応、今年度契約の全てが完了しました。工事は、来年度、令和5年度を中心に進めてまいります。幾らか令和6年度にはかかってくるのではないかと考えておりますけれど、一応そういう形で、めどといいますか、状況は見込んでおります。令和3年災害、令和4年災害については、特に令和3年災害は高野地域の被災箇所がかなり多いということで、その辺についても令和5年度全て契約をして、6年度の完成を目指すという形で進めていくということで考えておりますが、なかなか業者も少ないところであるので、今回、東城地域で市外業者の方へ参入していただいて、工事を進めたということもありますので、その辺も幾らかは考えながら進めていかなくてはいけないかなと考えております。
- 五島誠委員長　　他にありませんか。坂本委員。
- 坂本義明委員　　答弁の中でおっしゃいましたように、土木もそうだったと思うのだけれども、市内の業者だけで間に合わないというのがもう目に見えているのなら、他県の業者を入れてでも早く片付けておかないと、次また起こったときには2次災害もあるし、どんどん前向きにやっていかないと、予算を組んで繰り越し繰り越しというわけに。それは弁明としては繰り越しという言葉が使えると思うのですけれども、それでは実際に被害に遭われた方、災害に遭われた方に申し訳が立たないと思う

ので、そこはもっと他の例も踏まえて、解決に向かってどんどんやってほしいという思いがありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。これはあくまでも答弁要りませんが、そう進めてほしいと思ひます。

○五島誠委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 なしと認め、説明員交代をしていただきたいと思ひます。教育部長。

○片山祐子教育部長 教育部が所管いたします補正予算について説明いたします。各課長より説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○五島誠委員長 教育総務課長。

○毛利久子教育総務課長 それでは、教育総務課が所管します補正予算につきまして、御説明申し上げます。補正予算書は86、87ページをお開きください。10款、2項、小学校費、1目、学校管理費の03、小学校通学支援事業1,514万4,000円の減額は、12節、委託料では、スクールバス運行委託料の実績見込みによる減額でございまして、児童数の減少による車両の小型化や一部路線の休止、並びに、新型コロナウイルス感染症対策等のため学校プールの利用がなかったことによる夏休みのプール便の減便などにより1,491万5,000円を減額するものでございまして、13節、使用料及び賃借料では、通学タクシー借上料の実績見込による減額でございまして、児童数の減少による一部路線の休止や夏休みプール便の減便により22万9,000円を減額するものでございまして、続いてページを戻っていただき、6ページ、7ページ、第2表、繰越明許費でございまして、資料1、繰越明許費補正事業一覧をあわせてご覧ください。まず、1、追加でございまして、資料の1ページの表の下から4行目、10款、3項、中学校事務局管理事業は、9月に補正をいたしました西城中学校エレベーター修繕工事につきまして、半導体を含む交換部品の調達に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったことから、次年度に繰り越すものでございまして、金額は51万6,000円でございます。次に変更でございまして、予算書は7ページ、資料は2ページでお願いいたします。表の下から5行目、10款、2項、小学校施設整備事業は、12月補正において繰越明許としております小学校トイレ洋式化等整備工事につきまして、仮設トイレ設置費の追加が見込まれることとなったため、520万5,000円を追加し、補正後の金額を7,682万3,000円とするものでございまして、以上、教育総務課が所管する補正予算の概要でございまして、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○五島誠委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。教育指導課長。

○東直美教育指導課長 教育指導課所管の業務に係り、説明をさせていただきます。補正予算書6ページ、繰越明許費の補正についてでございます。別紙資料1は、下から5段目となっております。10款、1項、教育振興事業983万5,000円についてですが、学校保健特別対策事業に係るものでございまして、この事業は、コロナ対策に係り、国の令和4年度第2次補正により実施されることとなったもので、これを活用して、各学校で感染症対策を徹底して教育活動を継続していくために必要な消毒液、除菌シートなどの消耗品、換気対策に必要なサーキュレーターなどの備品の購入に係る経費を本補正予算に追加計上させていただいております。それら必要な物品の購入につきまして、年度内での事業完了が困難であることから全額繰越明許費への追加をお願いするものでございまして、なお、本事業の財源

につきましては、2分の1を補助金として見込み、国県支出金に増額計上しているところがございます。教育指導課所管の補正についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。生涯学習課長。

○今西隆行生涯学習課長　　それでは、教育部生涯学習課所管の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書の92、93ページをお願いいたします。10款、教育費、6項、保健体育費、5目、社会体育施設管理費、温水プール管理事業につきましては、西城温水プール水夢の電気料の増額87万7,000円と、プール室内に温風を送るための空調設備が令和4年12月の低温の影響でコイルが凍結で破損したことによる修繕料の増額330万円、ロビー等各室の冷暖房空調工事費の入札減等による209万2,000円の減額などによりまして、合計で187万7,000円を増額計上しております。続きまして、クロカンパーク管理運営事業につきましては、バックホーの修繕、受水槽ポンプ修繕、乗用芝刈機等の修繕料の増額89万6,137円と、電気料の増額80万9,000円ですが、どちらも精算項目となっておりますので、指定管理の委託料として170万6,000円を計上しております。6ページにお戻りください。繰越明許補正ですが、下段の10款、教育費、6項、保健体育費の温水プール管理事業につきましては、高圧受変電設備と、先ほど説明いたしました、空調設備の部品調達等に不測の日数を要するため、繰越明許補正をお願いするものでございます。8ページをお願いいたします。債務負担行為補正ですが、下段にあります、東城自治振興区と協定する庄原市東城文化ホールの管理に要する経費といたしまして、期間は令和5年度から令和9年度、限度額は協定に定める額としております。説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。続いて、議案第49号、令和4年度庄原市住宅資金特別会計補正予算、第1号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。収納課長。

○伊吹美智子収納課長　　議案第49号、令和4年度庄原市住宅資金特別会計補正予算、第1号について御説明申し上げます。補正予算書10ページ、11ページをお開きください。歳出でございます。1款、1項、1目、一般管理費、21節、補償、補填及び賠償金、及び、26節、公課費の30万円の減額でございますが、これらは貸しつけに関連し訴訟事案が発生した場合の供託金及び登録免許税に係る予算でございます。今年度該当がなかったため全額減額するものでございます。次に、3款、1項、1目、一般会計繰出金162万1,000円の増額は、精算見込みにより一般会計への繰出金を追加計上するものでございます。次に歳入でございます。予算書では8ページ、9ページになります。3款、1項、1目、繰越金、1節、前年度繰越金につきましては、額の確定により34万2,000円を増額し、4款、1項、1目、住宅新築資金等貸付金元利収入では、元金の精算見込みにより97万9,000円を増額するものでございます。以上合計で、歳入歳出それぞれ132万1,000円を追加するものでございます。議案第49号の説明は以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 なしと認めます。続いて、議案第 50 号、令和 4 年度庄原市歯科診療所特別会計補正予算、第 3 号を議題といたします。総領支所長。

○掛札靖彦総領支所長 別冊の議案第 50 号をお願いいたします。総領支所が所管いたします、令和 4 年度庄原市歯科診療所特別会計補正予算、第 3 号について御説明申し上げます。補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。3、歳出、1 款、1 項、1 目、一般管理費の一般管理事業につきましては、受診者数の増加に伴い、診療収入が増加する見込みであるため、歯科医師との業務委託契約に基づく診療報酬委託料を 168 万 1,000 円増額するものでございます。庄原市歯科診療所特別会計の補正予算についての御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○五島誠委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 なしと認めます。続いて議案第 51 号、令和 4 年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算、第 1 号を議題といたします。説明を求めます。保健医療課長。

○伊吹讓基保健医療課長 続きまして、議案第 51 号、令和 4 年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算、第 1 号について御説明申し上げます。補正予算書の 8 ページ、9 ページをお開きください。歳入予算の 1 款、1 項の 1 目、国民健康保険診療報酬収入から、5 目、一部負担金収入までは、庄原市休日診療センターの受診者数の減少を見込み、326 万 2,000 円を減額するものでございます。3 款、1 項の一般会計繰入金は、診療報酬等の減収を補填するため、159 万 3,000 円を増額するものでございます。4 款、1 項の雑入は、広島県年末年始等診療検査体制確保事業補助金として 52 万 5,000 円を増額するものでございます。めくっていただきまして歳出の 1 款、1 項、1 目の一般管理事業につきましては、受診者数の減により、医薬材料費、看護師業務委託料など決算見込みにより、114 万 4,000 円を減額するものでございます。休日診療センター特別会計の補正予算の説明は以上でございます。

○五島誠委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 なしと認めます。続いて、議案第 52 号、令和 4 年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算、第 3 号を議題といたします。説明を求めます。保健医療課長。

○伊吹讓基保健医療課長 続きまして、議案第 52 号、令和 4 年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算、第 3 号について御説明申し上げます。補正予算書の 12 ページ、13 ページをお開きください。1 款、1 項、1 目、02、一般管理事業につきましては、第三者行為求償事務委託料など実績により、37 万 1,000 円を減額するものでございます。2 項、1 目、01、賦課徴収事業につきましては、システム改修委託料の実績により 99 万 9,000 円を減額するものでございます。5 款、1 項、1 目、01、保健衛生普及事業につきましては、糖尿病性腎症重症化予防事業委託料などの実績により、338 万 4,000 円を減額するものでございます。2 項、1 目、01、特定健康診査事業につきましては、特定健康診査受診者が見込みより減少したことなどにより 682 万 1,000 円を減額するものでございます。めくっていただきまして、14 ページ、15 ページでございます。02、特定保健事業につきましては、特定保健指導の実施数が見込みより減少したため 130 万 1,000 円を減額するものでございます。5 款、3 項、1 目、02、しあわせストーリー推進事業につきましては、公用車の修繕料を 8 万 8,000 円減額するものでございます。8 款、3 項、2 目、01、病院事業繰出金につきましては、西城市民病院の事業に関する県からの特定財源を、国保会計を通じて繰り出すもので、交付見込みにより 106 万 1,000 円を減額する

ものでございます。同じく、3目、01、直診勘定繰入金につきましては、総領診療所の決算見込みにより歳入不足額760万1,000円を増額するものでございます。なお、ただいま御説明した1款から8款までの歳出予算の増減に対応するため、歳入の保険税、県支出金、繰入金、繰越金について、それぞれ財源の整理を行っております。国民健康保険特別会計の補正予算の説明は以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認めます。続いて、議案第53号、令和4年度庄原市国民健康保険特別会計、直診勘定補正予算、第3号を議題といたします。説明を求めます。総領支所長。

○掛札靖彦総領支所長　　それでは、別冊の議案第53号をお願いいたします。総領支所が所管いたします、令和4年度庄原市国民健康保険特別会計、直診勘定の補正予算、第3号について御説明申し上げます。補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。1款、1項、1目、一般管理費の職員人件費につきましては、医師派遣負担金の確定により127万2,000円を減額、一般管理事業につきましては、レセプト点検業務委託料等の精算見込みにより、合計65万5,000円を減額、2款、1項、1目、医療用器械器具費の医療用器械器具経費につきましては、療養器機の賃借料等の精算見込みにより、47万9,000円を減額、2目、医療用消耗器具経費につきましては、診療収入から一般財源へ同額を財源振替とするものです。3目、医薬品衛生材料経費につきましては、受診者数の減少等により薬などの医療材料費が当初見込みを下回ったため、929万8,000円を減額、4目、試験研究経費につきましては、血液検査委託料等の精算見込みにより54万3,000円を減額計上するものでございます。庄原市国民健康保険特別会計、直診勘定の補正予算についての御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認めます。続いて、議案第54号、令和4年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算、第2号を議題といたします。説明を求めます。保健医療課長。

○伊吹讓基保健医療課長　　続きまして、議案第54号、令和4年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算、第2号について御説明申し上げます。補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金では、広域連合に納付する負担金を広域連合の指示額により231万6,000円を減額するものでございます。歳出予算の補正にあわせ、歳入予算の保険料、一般会計繰入金、繰越金についても、広域連合の指示額どおり財源の整理を行っております。後期高齢者医療特別会計の補正予算の説明については以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認めます。続いて、議案第55号、令和4年度庄原市介護保険特別会計補正予算、第3号を議題といたします。説明を求めます。高齢者福祉課介護保険係長。

○小田佳大高齢者福祉課介護保険係長　　議案第55号、令和4年度庄原市介護保険特別会計補正予算、第3号につきまして、御説明申し上げます。補正予算書の14、15ページをお開きください。事項別明細書により、歳出から主な内容を説明いたします。今回の補正は主に保険給付費、各種介護予防事業の執行見込みによるものでございます。1款、総務費、1項、総務管理費につきましては、職員人件費

の減などにより、111万2,000円を減額するものでございます。3項、介護認定審査会費につきましては、主治医意見書作成手数料及び認定調査委託料の増などにより、54万1,000円を増額するものでございます。続きまして、表3段目、2款、保険給付費でございます。1項、介護サービス等諸費から、16ページ、17ページの6項、介護予防サービス等諸費までは、介護サービスに係る保険給付の見込みにより追加または減額するものでございます。ここでは、目の中で1,000万円以上の増減のある給付費について御説明いたします。また、説明欄中の財源振替とある事業につきましては、歳入の補正にあわせ、歳出の特定財源等の充当割合を振り替えたものであり、歳出額に変更がないことから、説明を省略させていただきます。14、15ページにお戻りいただき、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス給付費につきましては、主には、令和4年8月に通所介護サービス事業所1カ所が廃止になったことなどによる給付費の減により、4,950万円を減額し、4目、地域密着型介護サービス給付費につきましては、令和4年9月から小規模多機能型居宅介護事業所1カ所が開設されたことなどによる給付費の増により、4,000万円を追加するなど、項合計で950万円の減額を行うものでございます。16ページ、17ページ。表の上から4段目、5項、特定入所者介護サービス等費、1目、特定入所者介護サービス費につきましては、市民税非課税世帯に属する方が施設及び短期入所サービスを利用する際に、食費、居住費が負担限度額を超えた場合、その額を施設等に補足給付する制度で、執行見込みにより5,000万円を減額するものでございます。18、19ページにお進みいただき、3款、地域支援事業費、1項、介護予防・生活支援サービス事業費でございます。3目、介護予防・生活支援サービス事業費訪問型、及び、4目、同事業費通所型につきましては、要支援者等を対象とする各サービス事業の執行見込みによりそれぞれ増額をするものでございます。また、6目、一般介護予防事業費では、新型コロナウイルス感染症の影響による介護予防事業の中止等に伴う減額のほか、19ページ、04、その他一般介護予防事業では、高齢者実態把握事業の委託料の執行見込みによる81万4,000円の減額など、6目の事業費合計で171万8,000円を減額するものでございます。2項、包括的支援事業・任意事業費、1目、包括的支援事業費では、先ほどと同様に、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止等に伴う減額のほか、最下段から21ページの06、包括的支援事業社会保障充実分につきましては、会計年度任用職員に係る、01、報酬の248万2,000円の減など、1目の事業費合計で415万1,000円を減額するものでございます。5目、任意事業費では、03、その他任意事業につきまして、主に食の自立支援事業の業務委託料の執行見込みによる414万4,000円の減額により、5目の事業費合計で441万4,000円を減額するものでございます。4款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、3目、第1号被保険者保険料還付金につきましては、介護保険料の過年度分を還付するため5万円を増額するものでございます。最下段、5款、1項、1目、介護給付費準備基金積立金につきましては、前年度の決算剰余金から前年度国庫支出金等精算返納金を除いた額を基金に積み立てることとし、1億1,639万4,000円を追加するものでございます。なお、この積立により基金残高は4億8,200万円程度となる見込みでございます。続きまして、歳入につきましては、8ページ、9ページをお開きください。1款、保険料、1項、介護保険料につきまして、被保険者数の減少により1,586万4,000円を減額するものでございます。続きまして、3款、国庫支出金から、10ページ、11ページの5款、県支出金につきましては、それぞれ交付決定額に応じて追加または減額するものでございます。10ページ、11ページ、7款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、歳出の補正にあわせ、定められた負担割合に基づき補正を行うもので、項合計で1,062万7,000円を減額するものでござ

ざいます。なお、繰入金のうち5目、低所得者保険料軽減繰入金については、低所得者保険料軽減制度により減額された保険料分について、一般会計から繰り入れるものでございます。2項、基金繰入金は全額を減額しております。12ページ、13ページにお進みいただき、8款、繰越金、1項、繰越金は、前年度繰越金の額の確定に伴い、1億1,698万8,000円を追加するものでございます。以上、歳入歳出それぞれ6,229万円を追加するものでございます。議案第55号、庄原市介護保険特別会計補正予算の説明は以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認めます。続いて、議案第56号、令和4年度庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算、第2号を議題といたします。執行者から説明を求めます。高齢者福祉課主幹。

○清水めぐみ高齢者福祉課主幹　　続きまして、議案第56号、令和4年度庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算、第2号について御説明申し上げます。補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。事項別明細書により歳出を中心に主な内容を説明いたします。1款、1項、1目、包括的支援事業費でございます。11ページの02、指定介護予防支援事業につきましては、介護予防サービス計画の作成などの業務を行う会計年度任用職員の01、報酬、及び、03、職員手当等を執行見込みにより、それぞれ減額し、12、委託料では、居宅介護支援事業所への介護予防ケアプラン作成に係る委託料の増を見込み311万1,000円を追加し、合計では204万2,000円を減額するものでございます。続きまして、歳入につきましては、8ページ、9ページをお開きください。下段の表、4款、1項、1目、一般会計繰入金につきましては、歳出の地域支援事業費の執行見込みにより、279万8,000円を減額するものでございます。以上、歳入歳出それぞれ204万2,000円を減額するものでございます。議案第56号、庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認めます。続いて、議案第57号、令和4年度庄原市農業集落排水事業特別会計補正予算、第3号を議題といたします。説明を求めます。下水道課長。

○天野武美下水道課長　　下水道課が所管いたします。議案第57号、令和4年度庄原市農業集落排水事業特別会計補正予算、第3号について御説明いたします。別冊の補正予算書の10ページ、11ページ、歳出をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、主に精算見込みにより関係予算を補正するものでございます。1款、1項、1目、一般管理費14万4,000円の増額は、精算見込みにより増額となったものです。2款、1項、1目、農業集落排水事業費53万6,000円の減額は、事業の精算見込みによる減額でございます。2款、1項、2目、施設管理費53万3,000円の増額は、電気料金の高騰による光熱水費の増と精算見込みによる委託料の減によりまして、増額となったものです。続きまして、8ページ、9ページをお願いします。歳入でございます。1款、1項、1目、農業集落排水事業分担金150万円の増額と2款、1項、1目、農業集落排水使用料163万6,000円の減額は、調定見込みによるもので、その要因として、分担金では新規接続による増と、使用料では人口減少等によるものでございます。5款、1項、1目、一般会計繰入金87万7,000円の増額は、収入の減、及び、支出の精算に伴う財源調整によるものでございます。8款、1項、1目、農業集落排水事業債60万円

の減額は、起債対象事業の精算見込みによりまして減額するものでございます。令和4年度庄原市農業集落排水事業特別会計補正予算、第3号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認めます。続いて、議案第58号、令和4年度庄原市浄化槽整備事業特別会計補正予算、第1号を議題といたします。説明を求めます。下水道課長。

○天野武美下水道課長　　続きまして、議案第58号、令和4年度庄原市浄化槽整備事業特別会計補正予算、第1号について御説明いたします。別冊の補正予算書12ページ、13ページ、歳出をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、主に事業の確定に伴う精算見込みにより関係予算を補正するものでございます。1款、1項、1目、一般管理費39万4,000円の減額は精算見込みによるものです。2款、1項、1目、浄化槽市町村整備推進事業費600万6,000円の減額と、2款、1項、2目、施設管理費137万2,000円の減額は、浄化槽整備に係る事業費の減少によりまして、減額するものでございます。続きまして、8ページ、歳入をお願いいたします。1款、1項、1目、浄化槽市町村整備推進事業分担金は、浄化槽整備基数の精算見込みにより150万円の増額でございます。2款、1項、1目、浄化槽使用料98万6,000円の減額は、調定見込みによるもので、3款、1項、1目、浄化槽市町村整備推進事業国庫補助金、めくっていただき、10ページ上段の6款、1項、1目、一般会計繰入金、また、最下段の9款、1項、1目、浄化槽市町村整備推進事業債は、歳出の減少に伴い、減額補正を行っております。7款、1項、1目、繰越金60万7,000円の増額は、令和3年度繰越額の確定による増額でございます。8款、1項、1目、雑入14万7,000円の減額は、消費税申告額の確定により還付金の減によるものでございます。令和4年度庄原市浄化槽整備事業特別会計補正予算、第1号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認めます。続いて、議案第59号、令和4年度庄原市宅地造成事業特別会計補正予算、第1号を議題といたします。説明を求めます。総領支所長。

○掛札靖彦総領支所長　　それでは、別冊の議案第59号をお願いいたします。総領支所が所管いたします、令和4年度庄原市宅地造成事業特別会計の補正予算、第1号について御説明申し上げます。補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。3、歳出につきまして、1款、1項、1目、一般管理費の一般管理経費につきましては、財産売払収入から一般会計繰入金への財源振りかえによるものでございます。3款、1項、1目、一般会計繰出金につきましては、当初見込んでおりました1区画分の財産売払収入分が分譲に至らなかったため、184万4,000円を減額計上するものでございます。庄原市宅地造成事業特別会計の補正予算についての御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認めます。続いて、議案第60号、令和4年度庄原市水道事業会計補正予算、第2号を議題といたします。説明を求めます。水道課長。



○天野武美水道課長 水道課が所管いたします、議案第 60 号、令和 4 年度庄原市水道事業会計補正予算、第 2 号について御説明いたします。別冊の補正予算書 9 ページ、予算説明書補正をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、主に精算見込みにより関係予算を補正するものでございます。まず、収益的収支の主な補正について、収入から御説明いたします。水道事業収益の営業外収益 283 万 6,000 円の減額につきましては、精算見込みによりまして他会計補助金は増額するもの、長期前受金戻入手数料をそれぞれ記載のとおり減額することにより、総額では減額となるものでございます。次に、支出でございますが、収益的支出の主な補正について御説明いたします。水道事業費用につきましては、1,383 万 9,000 円の減額でございます。それでは、補正額が 100 万円を超える項目に絞って、主な補正内容を御説明いたします。営業費用原水及び浄水費 906 万 2,000 円減の主な要因は、委託料において、取水口、堆積土砂撤去やろ過砂の削り取り回数減少及び入札減によるものと、薬品費では、取水原水濁度の上昇が少なかったことにより、薬品購入量の減少及び入札減による減額でございます。配水及び給水費 235 万 1,000 円減の主な要因は、材料費において、執行見込みによる皆減が主な要因でございます。業務費 142 万 8,000 円減の主な要因は、委託料において、インボイス対応に係るシステム改修業務の執行を税務署との協議により、次年度に繰り延べたことによる減額でございます。10 ページをお願いいたします。減価償却費 207 万 1,000 円の主な要因は、令和 3 年度建設改良費実績や償却資産整理による減価償却費の減によるものでございます。資産減耗費 180 万 5,000 円増の主な要因は、令和 3 年度繰越分の建設改良事業完成や当年度の緊急更新工事实績に係る固定資産の整理を行い、除却資産が増加したことによる増額でございます。続きまして、資金的収支の主な補正について御説明いたしますので、11 ページをお願いいたします。まず、収入の資金的収入につきましては、後ほど御説明いたします建設改良費の減額により、国庫補助金、負担金をそれぞれ記載のとおり減額するものでございます。次に、支出の資金的支出、建設改良費につきましては、1,412 万 6,000 円を減額計上しております。それでは、補正額が 100 万円を超える項目に絞って主な内容を御説明いたします。取水浄水設備費 827 万 5,000 円の減額は、工事請負費で東城地区川西鯉の池浄水場テレメーター装置更新工事を予算計上しておりましたが、令和 3 年度末に機器の故障等が発生し、緊急対応で更新工事を実施したため、取りやめによる減額が主な要因でございます。水道拡張費 565 万 1,000 円の減額は、工事請負費の総領地区総配水管布設工事の入札減によるものでございます。令和 4 年度庄原市水道事業会計補正予算、第 2 号につきましては以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○五島誠委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 なしと認めます。続いて、議案第 61 号、令和 4 年度庄原市下水道事業会計補正予算、第 2 号を議題といたします。説明を求めます。下水道課長。

○天野武美下水道課長 下水道課が所管いたします、議案第 61 号、令和 4 年度庄原市下水道事業会計補正予算、第 2 号について御説明いたします。別冊の補正予算書 9 ページ、予算説明書補正をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、主に精算見込みにより関係予算を補正するものでございます。まず、収益的収支の主な補正について、支出から御説明いたしますので 10 ページをお願いいたします。下水道事業費用につきましては、1,471 万 2,000 円減の 8 億 9,099 万 1,000 円を計上しております。それでは、主な補正内容について御説明いたします。営業費用は 1,349 万 1,000 円減の

8億1,194万円で、管渠費では282万9,000円減の3,442万9,000円を計上しております。その主な要因は、委託料において集中豪雨等による中継ポンプ場汚水槽業務の執行見込みがないことによる減額と入札減によるもので、工事請負費では、マンホール周辺の段差修繕工事の執行見込みによる減額でございます。処理場費では、341万6,000円減の2億4,390万1,000円を計上しております。主な要因は、動力費において電気料金の高騰による増はあったものの、委託料において集中豪雨等による緊急時のスラム運搬業務と異常水質検査業務などの執行見込みがないことなどによる減額と、入札減によりまして減額となったものでございます。総係費では、221万9,000円減の3,749万1,000円を見込んでおります。主な要因は、委託料における下水道使用料統合徴収委託料の減額によるものです。減価償却費では、400万1,000円増の4億8,892万9,000円を見込んでおります。その主な要因は、後ほど説明します資産減耗費の減による増となるものです。資産減耗費では、902万8,000円減の719万円を見込んでおります。その要因は、令和4年度から令和5年度への繰越事業により、予定していた資産の除却が減少したことによるものでございます。次に、営業外費用につきましては、122万1,000円減の7,805万1,000円で、主な要因は、支払利息において元利均等償還による支払利息の減と消費税及び地方消費税においては、決算見込みによる精査により減額となるものです。次に、収入は9ページをお願いいたします。下水道事業収益につきましては、1,918万7,000円減の9億6,823万7,000円を計上しております。営業収益は1,370万1,000円の3億1,696万6,000円を計上しており、主な要因といたしましては、下水道使用料において人口減少及び大口使用者の水道利用が対前年度比では増加したものの、当初予算における想定を下回ったことによりまして減額となるものでございます。営業外収益は548万6,000円減の6億5,127万1,000円を計上しております。主な要因は、他会計補助金は、維持管理費の減による精算見込みによりまして132万9,000円の減額、長期前受金戻入では、減価償却費及び資産減耗費の増減による補正として、459万8,000円の減額を行うものでございます。続きまして、11ページの資本的収支は、中段の支出から御説明いたします。資本的支出は、3,411万5,000円減の4億9,178万6,000円を計上しております。その主な要因につきましては、建設改良費管路建設改良費の細節工事請負費2,011万1,000円の減額は、入札減と地元申請による田畑からの宅地化に係る猶予解除地の管路築造工事の申請がなかったことにより減額するものでございます。処理場建設改良費1,384万円の減額は、委託料において東城浄化センター機械電気更新工事施工依頼業務の委託契約額の確定に伴い、減額補正を行うものです。次に、上段の収入について御説明いたします。資本的収入は3,378万1,000円の4億679万6,000円を計上しておりますが、主な減額要因といたしましては、企業債3,040万円の減額は、先ほど御説明いたしました管路建設改良費の細節工事請負費による減額と、処理場建設改良費における減額によりまして、起債借入額を減額するものでございます。国庫補助金170万円の減額は、補助対象事業費の減額による調整で、負担金168万1,000円の減額は、受益者負担金では、賦課確定額による増と、一般会計負担金では各費用補正に係る財源調整による減により、全体では、減額補正を行うものでございます。令和4年度庄原市下水道事業会計補正予算、第2号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認めます。続いて、議案第62号、令和4年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算、第1号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。西城市民病院事務長。

○恵木啓介西城市民病院事務長 議案 62 号、令和 4 年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算、第 1 号について御説明申し上げます。別冊の補正予算書 7 ページをお開きください。収益的収入でございます。収入において、1 款、2 項、2 目、他会計補助金 143 万円の増額は、説明欄、1 及び 2 の精算でございます。3 及び 4 は、新型コロナウイルス流行下におけるサービス提供体制の確保と、年末年始等の発熱外来において、診療及び検査等の体制を確保するための県補助金でございます。3 目、他会計負担金 74 万 7,000 円の増額は、交付税が確定したことによる精算でございます。めくっていただきまして、8 ページ、収益的支出でございます。1 款、1 項、2 目、材料費 209 万 7,000 円の追加は、抗原キットやドーム等の医療材料費の増額をお願いするものでございます。9 ページをごらんください。資本的収入でございます。中段の表、1 款、1 項、1 目、他会計出資金 82 万 3,000 円の減額の主なものは、エックス線骨密度測定装置を初めとする医療用機械器具等の購入費が確定したことによる精算でございます。下段の表、1 款、3 項、1 目、他会計補助金 106 万 2,000 円の減額は、他会計出資金の説明と同様に、医療用機械器具等の購入費が確定したことによる補助金の精算でございます。めくっていただきまして、10 ページ、資本的支出では、1 款、1 項、1 目、固定資産購入費 270 万 4,000 円の減額は説明欄にあります医療用機械器具電動ベッドからその他器具備品、ストレッチャーまで 5 品目の金額が確定したことによる精算でございます。議案第 62 号の説明は以上でございます。

○五島誠委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 なしと認めます。続いて、議案第 63 号、令和 4 年度庄原市比和財産区特別会計補正予算、第 1 号を議題といたします。説明を求めます。比和支所長。

○小田雅平比和支所長 議案第 63 号、令和 4 年度庄原市比和財産区特別会計補正予算、第 1 号について御説明を申し上げます。別冊の補正予算書 10 ページ、11 ページをお開きください。事項別明細書の歳出でございます。1 款、1 項、1 目の管理会費につきまして、支出予定としておりました先進地視察が新型コロナウイルス感染症対策により中止となりましたので、08、旅費の 12 万 9,000 円及び 13 使用料及び賃借料の 20 万円を減額計上するものでございます。2 款、1 項、1 目の一般管理費につきまして、比和やまびこまつりなどの地域行事が新型コロナウイルス感染症対策のため中止となりましたので、地域振興交付金として予定をしておりました、18、負担金、補助及び交付金の 140 万円を減額計上するものでございます。8 ページ、9 ページにお戻りくださいませ。歳入でございます。2 款、1 項、1 目の比和財産区基金につきまして、歳出の減額計上に伴い、226 万円を減額計上するものでございます。3 款、1 項、1 目の繰越金につきまして、繰越金の確定に伴い、53 万 1,000 円を増額計上するものでございます。議案第 63 号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○五島誠委員長 これより質疑に入ります。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 なしと認め、質疑を終結いたします。執行者は御退席ください。

〔執行者 退席〕

○五島誠委員長 それでは、これより採決を行います。まず、議案第 48 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 48 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 49 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 49 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 50 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 50 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 51 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 51 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 52 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 52 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 53 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 53 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 54 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 54 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 55 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 55 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次

に、議案第 56 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 56 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 57 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 57 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 58 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 58 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 59 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 59 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 60 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 60 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 61 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 61 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 62 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 62 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 63 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 63 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。この場合、お諮りいたします。本会議における、本委員会の審査報告の取りまとめについては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。以上で、本日の議題は全て終了いたしました。これで予算決算常任委員会を散会いたします。ありがとうございました。

午後 0 時 26 分 散 会

---

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

予算決算常任委員会

委員長